

## 庄内地区動物愛護センター管理業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、委託者 山形県庄内総合支庁長（以下「発注者」という。）が行う庄内地区動物愛護センターの管理業務委託について、受託者（以下「受注者」という。）と必要な事項を定める。

### 2 業務従事者

- (1) 受注者は、管理業務に従事する職員 1 名に各業務を遂行させる。
- (2) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 業務従事者は、山形県の委託業者としての自覚と責任を持って、委託業務の遂行に努めること。
- (4) 業務従事者は、常に清潔な作業服を着用すること。
- (5) 受注者は、業務従事者から発注者への至急の連絡手段を整備すること。  
また、受注者は、発注者から業務従事者への至急の連絡窓口を設けること。

### 3 業務内容

- (1) 別添「山形県動物愛護センター管理運営要領」に基づき、次の業務を行うものとする。
  - ①施設内外の清掃作業等に関すること
    - ・犬収容室、ねこ収容室 1、ねこ収容室 2、多目的室、トイレの清掃
    - ・施設出入口付近の除雪
    - ・施設外周の除草、清掃
  - ②抑留又は収容した犬、猫の飼養管理に関すること
    - ・毎日の給餌、給水、食器の洗浄
    - ・死亡した犬、猫を冷凍庫に保管
- (2) 業務内容に変更がある場合は、発注者と受注者で協議し決定する。

### 4 業務日及び業務時間

- (1) 業務日：原則毎週水曜日は勤務を要しない日とし、それを除く平日及び土曜・日曜・祝日を勤務日とする。ただし、水曜日が祝日の場合及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは勤務日とする。
- (2) 業務時間：午後 2 時から午後 4 時まで

### 5 業務実施の報告

発注者は、業務遂行に必要な記録帳簿等を準備し、受注者はそれに記録し、発注者に業務実施状況を報告するものとする。

### 6 費用の負担

- (1) 管理業務に必要な機械器具及び材料は発注者が用意する。
- (2) 受注者が業務のために使用する電気・水道等の料金は発注者の負担とするが、受注者は効率的に使用し、常に節約に努めるものとする。

### 7 その他の事項

- (1) 受注者は、業務の責任者や管理者、主任者については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。
- (2) 受注者は、廃棄物の適正処理、再資源化を図るとともに、廃棄物の飛散や流出が起きないように十分注意すること。
- (3) 受注者は業務実施中、建物、機械、器具及び備品類等に異常を認めたとき、又は構内及び建物内において不審者（車）、遺失物を発見したときは、速やかに発注者に報告するものとする。

# 庄内地区動物愛護センター業務記録簿

令和 年 月 日 ( 曜日) 天気: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

## 1 収容状況

### (1) 抑留、負傷動物

No.	抑留（収容）場所	性別・種類・その他	収容動物内訳				
			成犬	子犬	成猫	子猫	その他
1							
2							
3							
4							
計							

### (2) 引取り

No.	引取願者氏名	引取願者住所	備考	収容動物内訳			
				成犬	子犬	成猫	子猫
1							
2							
3							
計							

## 2 当日集計（管理内訳及び処分状況）

内訳		前日の状況		新規 収容	処 分				現在の合計	
		生体 頭数	冷凍		返還	譲渡	収容中 死亡	搬送 (生体・冷凍)	生体 頭数	冷凍
抑 留	成犬									
	子犬									
引取り	成犬									
	子犬									
負傷収容犬 ( )内は子犬の再掲										
小計										
引取り	成猫									
	子猫									
負傷収容	成猫									
	子猫									
小計										

## 3 特記事項

## 4 事務関係

消耗品	飼料（犬・猫）	袋受領
-----	---------	-----

# 2026年度 年間カレンダー

2026 **4** April

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2026 **5** May

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2026 **6** June

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2026 **7** July

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2026 **8** August

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2026 **9** September

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2026 **10** October

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2026 **11** November

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2026 **12** December

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027 **1** January

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2027 **2** February

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2027 **3** March

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

# 2027年度 年間カレンダー

2027 **4** April

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2027 **5** May

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2027 **6** June

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2027 **7** July

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
26	26	27	28	29	30	31

2027 **8** August

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2027 **9** September

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2027 **10** October

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2027 **11** November

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2027 **12** December

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2028 **1** January

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2028 **2** February

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
21	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

2028 **3** March

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

# 2028年度 年間カレンダー

2028 **4** April

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2028 **5** May

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2028 **6** June

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2028 **7** July

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2028 **8** August

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2028 **9** September

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2028 **10** October

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2028 **11** November

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2028 **12** December

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2029 **1** January

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2029 **2** February

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

2029 **3** March

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和8年度	勤務日数		316日		総勤務時間		632時間		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平日勤務日(白)合計	17	15	18	17	16	15	17	15	10	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12
勤務不要日(緑)合計	4	3	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5
土曜日(青)合計	4	5	4	4	5	4	5	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4
日曜日(赤)合計	4	5	4	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4
祝日・休業日(橙)合計	0	3	0	1	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
祝日・休業日のため勤務日となる日(薄緑)合計	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
(色付き合計)	13	16	12	14	15	15	14	15	15	16	14	14	14	15	15	15	16	14	14	14	14

192  
49  
52  
52  
17  
3  
316 日

	稼働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日勤務日(白)合計	2	34	30	36	34	32	30	34	30	32	30	28	34
勤務不要日(緑)合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土曜日(青)合計	2	8	10	8	8	10	8	10	8	8	10	8	8
日曜日(赤)合計	2	8	10	8	8	10	8	10	8	10	8	8	8
祝日・休業日(橙)合計	2	0	6	0	2	2	4	2	4	4	4	4	2
祝日・休業日のため勤務日となる日(薄緑)合計	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
		52	56	52	52	54	52	54	52	54	54	48	52

632 時間

令和9年度	勤務日数		319日		総勤務時間		638時間		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平日勤務日(白)合計	17	15	17	17	18	15	16	17	16	15	16	17	17	15	16	16	15	16	17	17	196
勤務不要日(緑)合計	4	3	5	4	3	5	4	3	4	4	4	3	5	4	3	4	4	3	5	5	47
土曜日(青)合計	4	5	4	5	4	4	5	4	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	52
日曜日(赤)合計	4	5	4	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	52
祝日・休業日(橙)合計	1	2	0	1	0	2	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1	1	14
祝日・休業日のため勤務日となる日(薄緑)合計	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	5
(色付き合計)	13	16	13	14	13	15	15	13	15	16	13	14	14	16	13	15	16	13	14	14	319 日

319 日

	稼働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日勤務日(白)合計	2	34	30	34	34	36	30	32	34	32	30	32	34
勤務不要日(緑)合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土曜日(青)合計	2	8	10	8	10	8	8	10	8	8	10	8	8
日曜日(赤)合計	2	8	10	8	8	10	8	10	8	8	10	8	8
祝日・休業日(橙)合計	2	2	4	0	2	0	4	2	2	2	4	4	2
祝日・休業日のため勤務日となる日(薄緑)合計	2	0	2	0	0	2	0	0	2	2	0	2	0
		52	56	50	54	56	50	54	54	54	54	52	52

638 時間

令和10年度	勤務日数		315日		総勤務時間		630時間		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平日勤務日(白)合計	16	16	18	16	17	15	17	15	16	16	15	16	17	15	16	16	15	16	17	17	192
勤務不要日(緑)合計	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	50
土曜日(青)合計	5	4	4	5	4	5	4	4	4	5	4	5	4	4	4	5	4	4	4	5	53
日曜日(赤)合計	5	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	5	4	4	4	4	52
祝日・休業日(橙)合計	0	2	0	1	1	2	1	2	1	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	16
祝日・休業日のため勤務日となる日(薄緑)合計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
(色付き合計)	14	15	12	15	14	15	14	15	14	15	15	15	16	14	14	14	14	14	14	14	315 日

315 日

	稼働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日勤務日(白)合計	2	32	32	36	32	34	30	34	30	32	30	28	34
土曜日(青)合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土曜日(青)合計	2	10	8	8	10	8	10	8	8	10	8	8	10
日曜日(赤)合計	2	10	8	8	10	8	10	8	10	8	10	8	8
祝日・休業日(橙)合計	2	0	4	0	2	2	4	2	4	2	4	6	4
祝日・休業日のため勤務日となる日(薄緑)合計	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
		52	54	52	54	52	52	54	50	54	54	48	54

630 時間

## 山形県動物愛護センター管理運営要領

### 第1 趣旨

この要領は、犬の抑留又は犬、猫等の収容を行うために設置する各地区動物愛護センター（以下「愛護センター」という。）の管理及び使用方法を定めるものである。

### 第2 愛護センターの名称、設置場所、管理保健所及び設備等

名称、設置場所、管理保健所及び設備・機能は、次表のとおりとする。

名称及び設置場所	管理保健所	設備・機能			
		抑留・収容	処分	焼却	啓発
山形動物愛護センター 天童市石鳥居1-3-21	村山保健所	○	○	○	○
最上地区動物愛護センター 新庄市金沢字大道上2034	最上保健所	○	○		○
置賜地区動物愛護センター 米沢市金池3-1-26	置賜保健所	○	○		○
庄内地区動物愛護センター 東田川郡三川町横山字袖東7-1	庄内保健所	○	○		○

### 第3 愛護センターの管理運営

1 愛護センターの管理運営は、各管理保健所が所掌する。

2 「山形動物愛護センター」の業務内容は次のとおりとし、詳細については村山保健所が定め、駐在する非常勤嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）及び業務委託を受けたもの（以下「受託者」という。）が行うものとする。

- (1) 抑留又は収容した犬、猫等の管理運営（処分・譲渡等）に関すること。
- (2) 動物愛護の普及啓発及び適正飼養の指導に関すること。
- (3) 抑留又は収容した犬、猫等の疾病の感染防止に関すること。
- (4) 負傷した犬、猫等の適正処置に関すること。
- (5) 犬又は猫の引き取りに関すること。
- (6) 捕獲犬の返還に関すること。
- (7) 致死処分又は死亡した犬、猫等の焼却に関すること。
- (8) 施設の内外の清掃管理に関すること。
- (9) 抑留又は収容した犬、猫等の飼養管理に関すること。
- (10) 発災時における被災動物等への支援に関すること

3 「山形動物愛護センター以外の愛護センター」の業務内容は次のとおりとし、詳細については村山保健所を除く各管理保健所が定め、管理運営は受託者及び職員が行うものとする。

- (1) 抑留又は収容した犬、猫等の管理運営（処分・譲渡等）に関すること。
- (2) 動物愛護の普及啓発及び適正飼養の指導に関すること。
- (3) 抑留又は収容した犬、猫等の疾病の感染防止に関すること。
- (4) 負傷した犬、猫等の適正処置に関すること。
- (5) 犬又は猫の引き取りに関すること。
- (6) 捕獲犬の返還に関すること。
- (7) 施設の内外の清掃管理に関すること。
- (8) 抑留又は収容した犬、猫等の飼養管理に関すること。
- (9) 発災時における被災動物等への支援に関すること

#### 第4 経費の支弁

愛護センターの管理運営に要する経費は、各管理保健所が支弁するものとする。

#### 第5 愛護センターの開設時間

愛護センターの開設日及び時間は、管理保健所が、定めるものとする。

#### 第6 犬、猫等の飼養管理

抑留又は収容した犬、猫等の飼養管理については、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき適正に行うものとする。

#### 第7 犬の評価

「狂犬病予防法」に基づく犬の評価については、山形動物愛護センターへ搬送した後に行うものとする。

#### 第8 疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の必要な治療及び措置

疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の必要な治療及び措置については、「山形県負傷動物取扱要領」に基づき行うものとする。

#### 第9 犬又は猫の引き取り

- 1 愛護センターにおいて、犬、猫を引き取る場合には「山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則」様式第1号に必要事項を記載させて行うものとする。
- 2 愛護センターにおける引き取り時間は、第5の開設時間に準じて管理保健所が定めるものとする。

#### 第10 犬、猫等の返還

- 1 愛護センターにおける犬、猫等の返還時間は、第5の開設時間に準じて管理保健所が定めるものとする。
- 2 愛護センターにおける犬の返還は、捕獲した保健所が返還を求める所有者からの抑留犬返還願を受理した際に交付する抑留犬返還カード（別記様式1）を確認のうえ行うものとする。
- 3 愛護センターにおいて、犬を除く猫等を返還する場合には「山形県負傷動物取扱要領」及び「所有者の判明しない犬又は猫等の取り扱いについて」に基づき行うものとする。

#### 第11 犬、猫等の譲渡処分

犬、猫を譲り渡す場合には、「山形県犬及び猫の譲渡実施要領」に基づき実施、その他の動物については、同要領に準じて実施するものとする。

#### 第12 犬、猫等の致死処分

- 1 譲渡不適となった犬、猫等を山形動物愛護センターへ搬送する場合は、愛護センターの管理保健所が行うものとし、搬送時間、搬入方法等については、双方で協議し合理的に行うものとする。
- 2 犬又は猫は、「山形県犬及び猫の致死処分実施要領」に基づき実施、その他の動物については、同要領に準じて実施するものとする。

#### 第13 業務記録

愛護（管理）センターには業務記録簿（別記様式2）を備え、第3により当該業務を行う者が、その業務状況を記入するものとする。

#### 第14 報告

- 1 管理保健所長は、第5の開設時間及び次項に係る事項を定め又は変更したときは、その都度食品安全衛生課長に報告するものとする。
- 2 本要領に定めるもののほか、必要と認める事項（特殊機械の操作管理マニュアル、致死処分マニュアル、薬品の使用管理マニュアル等）については、各管理保健所長が定めるものとする。なお、他の愛護センターの業務に係る事項については、それぞれの業務に支障が生じないよう両管理保健所で十分協議を行うものとする。
- 3 食品安全衛生課は、受理した報告について、必要に応じて、他の管理保健所に情報提供するものとする。

附則

この要領は、平成6年4月1日から適用する

附則

この要領は、平成9年3月31日から適用する

附則

この要領は、平成21年2月27日から適用する

附則

この要領は、平成21年6月1日から適用する

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年12月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年2月9日から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月13日から適用する。

別記様式1

年 月 日

所有者 住所  
氏名

抑留犬返還カード

このカードを持参して犬を引き取ってください。

			取扱者 氏名	保健所
種 類		体 格	大 中 小	
毛 色		特 徴		
性 別	オス・メス	呼び名		
捕 獲	年 月 日	捕獲場所		
返 還	年 月 日	抑留期間	日間	
返還場所				
返還日時	年 月 日 時 分から 時 分 (※時間厳守のこと。)			

業務記録簿

年 月 日 曜日

(嘱託職員又は受託者名 )

	所轄保健所名	引取願者住所	引取願者氏名	収容室No.	成犬	仔犬	成猫	仔猫	処分状況
引 取									/ 譲渡・致死・死亡
									/ 譲渡・致死・死亡
									/ 譲渡・致死・死亡
									/ 譲渡・致死・死亡
									/ 譲渡・致死・死亡
									/ 譲渡・致死・死亡
									/ 譲渡・致死・死亡
									/ 譲渡・致死・死亡
計									

	所轄保健所名	捕獲（収容）場所	犬（猫）の特徴	収容室No.	成犬	仔犬	成猫	仔猫	処分状況
捕 獲 収 容									/ 返還・譲渡・致死・死亡
									/ 返還・譲渡・致死・死亡
									/ 返還・譲渡・致死・死亡
									/ 返還・譲渡・致死・死亡
									/ 返還・譲渡・致死・死亡
									/ 返還・譲渡・致死・死亡
									/ 返還・譲渡・致死・死亡
									/ 返還・譲渡・致死・死亡
計									

処分	譲渡					致死					死亡									
	搬入保健所名	成犬	仔犬	成猫	仔猫	計	成犬	仔犬	成猫	仔猫	計	成犬	仔犬	成猫	仔猫	計				
計																				

消 耗 品	飼料	袋受領
	燃料	1受領
	炭酸ガス	本受領
	その他	

運転時間	: ~ :				
焼却 頭数	成犬	仔犬	成猫	仔猫	計

特記事項

別添様式

年 月 日

保健所長 殿

所有者 住所	
氏名	印

抑留犬返還願

狂犬病予防法第4条、第5条及び第10条並びに山形県動物の愛護及び管理に関する条例第4条の規定に違反して抑留された下記の犬を返還くださるようお願いします。

記

種類		体格	大 中 小
毛色		特徴	
性別	オス・メス	呼び名	
捕獲	年 月 日	捕獲場所	
返還	年 月 日	抑留期間	日間
返還場所			
返還日時	年 月 日 時 分 から 時 分		

※太線の枠内のみ記入してください。

返還に要する費用 円  
飼 育 管 理 費 @ 円× 日間= 円  
計 円